

議 員 提 案 条 例 検 証 特 別 委 員 会

1 会議の日時	開 会 午前 10 時00 分 令和6年10月8日 閉 会 午後 0 時03 分	
2 会議の場所	議会棟3階 大会議室	
3 出席者	委 員	委員長 佐藤 武彦、副委員長 野島 征夫 猫田 孝、岩井豊太郎、玉田 和浩、尾藤 義昭、伊藤 正博 渡辺 嘉山、村下 貴夫、森 正弘、川上 哲也、小原 尚 松岡 正人、田中 勝士、野村 美穂、加藤 大博、高殿 尚 水野 吉近、国枝慎太郎、長屋 光征、酒向 薫、布俣 正也、 広瀬 修、伊藤 英生、澄川 寿之、中川 裕子、山内 房壽、 安井 忠、森 治久、藤本 恵司、今井 政嘉、所 竜也、 平野 恭子、平野 祐也、小川 祐輝、森 益基、黒田 芳弘、 牧田 秀憲、木村 千秋、判治 康信、今井 瑠々 （41名）
	執 行 部	別 紙 配 席 図 の と お り
4 事務局職員	議会事務局長 山 田 恭 議事調査課長 若 野 明 課長補佐兼係長 西 直 人 主 任 中 島 雅 斗	

5 会議に付した案件

件名	審 査 の 結 果
1 議員提案条例の検証について (1) 重点調査 ・岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 ・岐阜県家庭教育支援条例 ・岐阜県中小企業・小規模企業振興条例 (2) 書面報告 ・岐阜県食品安全基本条例 ・岐阜県食育基本条例 ・岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例 ・岐阜県がん対策推進条例 ・岐阜県指定金融機関の指定に関する条例 ・岐阜県清流の国スポーツ推進条例 ・岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例 ・岐阜県ケアラー支援条例 2 その他	

6 議 事 録

○佐藤武彦委員長

ただいまから、議員提案条例検証特別委員会を開会する。

本日の委員会では、事前に通知したとおり、岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例、岐阜県家庭教育支援条例及び岐阜県中小企業・小規模企業振興条例について、運用状況の確認と検証を行う。

なお、執行部職員の出席については、各条例を担当する部局を中心に出席いただいていることから、あらかじめ了承を願う。

それでは、はじめに「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」の検証を行う。

この条例については、前回令和2年の本委員会において重点調査条例として検証を行っており、そのときの結果については、配付の議員提案条例検証特別委員会報告書を抜粋した資料に記載のとおりである。

質疑、意見等については、説明が終了した後にお願います。

それでは、執行部の説明をお願いします。

(久松林政部長挨拶の後、小川林政部次長が資料に基づき運用状況等を説明)

○佐藤武彦委員長

続いて、質疑に入る。

質疑は、一問一答をお願いします。

○平野祐也委員

本条例は、太陽光発電など森林の開発を制限するものではないという認識でよいか。

○伊藤森林活用推進課森林吸収源対策室長

社会全体で森林づくりを進めることが目的の条例であり、開発を制限するものではない。

○牧田秀憲委員

「企業との協働による森林づくり」の協定締結を希望する企業は、まだあるのか。

○伊藤森林活用推進課森林吸収源対策室長

複数の企業から協定締結の要望をいただいております、下半期にも新たに協定締結できる見込みである。

○牧田秀憲委員

県はどのように企業との協働による森林づくりをPRしているのか。

○伊藤森林活用推進課森林吸収源対策室長

関心のある企業が県のホームページや新聞記事等を見て、県に問い合わせいただいている。

○松岡正人委員

市町村ごとの協定締結数にばらつきがあるが、企業と市町村のマッチングはどのように行うのか。

○伊藤森林活用推進課森林吸収源対策室長

企業からは、交通アクセスが良く、山の傾斜が緩やかで、トイレが近くに設置されている森林へのニーズが高い。企業側の要望を満たす森林を勘案すると可茂地域など県南部での協定締結が多くなる。

○久松林政部長

例えば、水を使用する企業であれば、工場の上流域の森林整備を進めたいという意向もある。そう

いった企業のニーズにきめ細かく対応している。

○松岡正人委員

企業側のニーズにより協定が結ばれるとのことだが、県は、企業へ戦略的に情報発信するとともに、県北部も含め県全体の森林を有効活用できる方法を考えていただくよう要望する。

○佐藤武彦委員長

質疑等も尽きたので、これをもって「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」の検証を終了する。

執行部入替えのため、しばらく休憩する。

午前10時15分休憩

午前10時18分再開

○佐藤武彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開する。

続いて、「岐阜県家庭教育支援条例」の検証を行う。

この条例については、前回令和2年の本委員会において重点調査条例として検証を行っており、そのときの結果については、配付の議員提案条例検証特別委員会報告書を抜粋した資料に記載のとおりである。

質疑、意見等については、説明が終了した後にお願ひする。

それでは、執行部の説明をお願ひする。

(渡辺環境生活部長挨拶の後、西環境生活部次長が資料に基づき運用状況等を説明)

○佐藤武彦委員長

続いて、質疑に入る。

質疑は、一問一答でお願ひする。

○今井政嘉委員

家庭教育学級に参加できない保護者への支援や、支援者が家庭を訪問し、問題を把握した後の支援体制はどのようになっているか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

家庭教育学級に参加できない保護者へのアウトリーチ型支援として、「家庭教育支援チーム」の組織化を支援している。家庭の状態は多様化していることから、本チームは地域の実態に応じて学校関係者や福祉関係者等のメンバーで組織され、必要に応じその先の支援機関につないでいる。

○今井政嘉委員

問題を把握しても、核心まで家庭に入り込んで支援できないことが一番の問題であるため、対策について考えていただきたい。

大麻・闇バイト等SNSに起因する非行防止の広報啓発については、通信制高校のみを対象としているのか。

○中島少年課長

学校を対象とする広報啓発については、小・中・高等学校に対して継続的に実施しており、令和5年度には通信制高校に対しても実施したため特記している。

○水野吉近委員

家庭教育プログラムを活用した学校の割合について、圏域ごとにばらつきはあるか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

圏域ごとに多少ばらつきはあるが、それほど大きくはない。

○水野吉近委員

家庭教育プログラムの概略を教えてほしい。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

乳幼児期、小中学校期に分けてプログラムを作成しており、家庭教育を学びたくても講師がいないという声があるため、保護者が自分自身で学べるように資料等をまとめて提供しているもの。内容は、条例に定められている9項目に基づいて作成している。

○水野吉近委員

実際に取り組んだ保護者から感想を聞くなどして、内容を見直しているか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

社会情勢に合わせて、コロナ禍でも運用できるように改善したり、ハラスメントに関する項目を加える等、必要に応じて内容を修正している。

○水野吉近委員

親が求めるものは社会情勢によって変わってくるので、不断に見直しを行い、よりよい内容となるようにしていただきたい。

○野村美穂委員

岐阜県高等学校PTA連合会への支援について、家庭教育啓発資料「大切な家庭教育」を32,000部発行し、新入生の保護者に配布とあるが、毎年度新入生の保護者に配布しているのか、令和5年度のみの配布なのか。

○棚橋高校教育課長

「大切な家庭教育」については、毎年度配布している。

○野村美穂委員

岐阜県高等学校PTA連合会が開催し、各校の実践発表等を行うPTフォーラム大会の内容等について、県内全体の保護者に行き渡らせるのは難しいと思うが、周知の工夫や取組はあるか。

○棚橋高校教育課長

各学校のPTA会報誌等の中で、PTフォーラムの内容を周知する等の取組が実施されている。

○野村美穂委員

家庭教育学級リーダー研修会の規模はどれくらいか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

県内6地区に分かれて開催しており、オンライン等の開催方法は地区により様々であるが、年間計

1,500名程度の保護者、学校関係者、市町村担当者が参加している。

○野村美穂委員

家庭教育プログラムについて、家庭教育学級のリーダー研修会の参加者だけが入手できるのか、広く他の保護者にも展開できるものなのか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

家庭教育プログラムは、保護者の学びの場である家庭教育学級を運営していくためのプログラムであり、リーダー向けの教材であるが、様々な資料が付いており、どなたでもホームページでアクセスできる。

○野村美穂委員

各部局で実施しているSNS等の相談窓口は、どのように周知しているのか。

○酒井学校安全課長

教育委員会では、財布や手帳に入るサイズの広報カードを作成し、中学生及び高校生に配布するとともに、「すぐーる」というメール配信機能を利用し、保護者や子どもたちの携帯電話へメールで案内が届くようにもしている。また、ホームページや冊子でも周知を図っている。周知内容は、SNSや電話による相談窓口、各教育事務所での相談体制を一括して網羅できるようにしている。

○野村美穂委員

各相談窓口について、今後も子どもが困っている時に相談窓口にたどり着けるように、相談窓口の周知時期を分散させるなど効果的な周知に努めていただきたい。

○伊藤英生委員

県政モニターアンケートにおいて、家庭の教育力の現況を把握する項目はあるか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

家庭の教育力がどう変化しているかを問う項目を含んでおり、「低下した」と答えた方が44%程度である。前回のデータとの比較は、今後行っていく。

○伊藤英生委員

議員が提案した条例ではあるが、条文に記載のある「家庭の教育力の低下」について、誰が何を根拠にどのように低下したとっているのかや、「家庭の教育力」の定義がわからない。茨城県での調査では、昨年より8～9ポイント上がったというデータがあり、低下するばかりではなく向上していることもあるのではないかと思います。質問した。「家庭の教育力」の定義を教えてください。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

「家庭の教育力」は、家庭において、保護者が子どもに対して行う教育の力である。家庭で行うことではあるが、県や地域で支援していこうと取り組んでいるところである。

○平野祐也委員

説明いただいた取組の中には、この条例に基づき実施している取組なのかがわからないものもある。例えば、ワーク・ライフ・バランスの推進やイクボス講座などは、この条例に基づき実施している取組なのか。

○笠井男女共同参画・女性の活躍推進課長

ワーク・ライフ・バランスの推進やイクボス講座などは、この条例に基づき実施している取組ではないが、仕事と家庭の両立支援を通じて、家庭の時間を充実させるという趣旨で、この条例に関連する取組として、成果検証している。

○平野祐也委員

「家庭の日」は、昭和40年代からあるが、当時の社会と状況が異なり違和感を覚える。「わが子のあゆみ」は小学校で冊子で配布され、丸付けを行って回覧しているが、保護者の負担につながっている。配ることが目的ではなく、見てもらうことが重要であるため、オンラインなど実態に合わせた配り方をしたほうがよい。

○中川裕子委員

ライフデザインを考える啓発プロジェクトについて、親になれない方、特に性的少数者の方への配慮についてどのように考えるか。

○堀場子育て支援課長

県内の中学生と高校生向けのライフデザイン啓発冊子には、性的少数者などについても記載している。

○中川裕子委員

人権に関する問題であるので、そのような生き方があるということについて、家庭教育や学校教育の中でも配慮いただきたい。

○中川裕子委員

「1家庭1ボランティア」を県民運動として展開しているが、学校によっては、本来の在り方と乖離して義務化されているとの意見がある。どのように認識しているのか。

○山田義務教育課長

夏休み前に、子どもたちのボランティアへの取組の参考として活用いただけるよう、ボランティアのチャレンジカードが配布されているが、ボランティアを義務的に行うことは、道徳教育振興会議が進める本運動とは趣旨が異なると認識している。今後は、そのような意見があるということも当該会議での話題としながら、運動を展開していく。

○中川裕子委員

母子家庭など家庭が多様化している中で、「家庭の日」や「早く家庭に帰る日」を実践することができずに追い詰められる家庭があることも想定されるが、どのように配慮しながら施策を進めているのか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

家庭教育を実践する日の取組を推奨している一方、事情によりその日に実践できない家庭があることも承知しており、まずは家庭教育について考えるきっかけとしていただければと考えている。

また、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の推奨では、約束づくりを通して家族のコミュニケーションを図る趣旨を知っていただき、実践は他の日でもよいと啓発している。

○中川裕子委員

取組を重荷と感じる家庭もあり、孤立や自信喪失につながることは行政の施策として望ましくない。多様な家庭があることを前提に、条例の第15条にある相談体制の整備等、各種施策の見直しを検討して

いただきたい。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

そのような視点で見直しを検討していきたい。

○川上哲也委員

ボランティアは参加することが目的ではなく、その気持ちが大切だと思うが、どう考えているか。

○山田義務教育課長

子どもたちが、家庭の中で「自分が役に立った」「感謝してもらえた」といった経験を重ね、奉仕の精神など様々な道徳的心情を育んでいくことで、成人した後に、実際にボランティアに携わろうとする姿につながっていくのではないかと考えている。

○田中勝士委員

県政モニターアンケートによると、家庭の教育力が低下していると答えた人は44.6%、向上していると答えた人は9.7%であり、県内の家庭の教育力は低下しているといった印象を与えるが、現役の子育て世代と高齢者世代で、この考え方にギャップがあると思う。家庭教育の実態を正確に捉えるために、世代間のギャップも把握できるような調査方法を考えていただきたい。

○木村千秋委員

当該条例について、どの段階でどのようにお知らせしているのか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

中学生期までの全ての世代の保護者に行きわたるよう、家庭教育のリーフレット内で、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動等の情報と一緒に配信している。リーフレットの配布時期については、妊娠期の方には母子手帳交付時に、幼稚園、小・中学校等については長期休暇の前などに配布している。

○木村千秋委員

妊娠期に配布されるのはありがたいが、実際に見て活用されているのかといった調査はしているか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の実施率は公立小学校93%、公立中学校84%であり、リーフレットを見ていただいている結果と認識している。

○木村千秋委員

地域の子どもの減少など社会が変化している一方で、子ども会育成連合会などの上部組織の体制が変わっていないように思うが、地域の子ども会組織の実態調査はしているか。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

県は岐阜県子ども会育成連合会に補助をしており、実態調査は当団体が行っていると把握している。

○木村千秋委員

実態調査について、県からも声かけなどしていただきたい。

○広瀬修委員

「家庭の日（第3日曜日）」と「食育の日（毎月19日）」について、一緒にした方が分かりやすいのではないかと。家庭の日は家庭で保護者、親、子どもが話し合うきっかけの啓発のために設けているのであれば、家庭の日に何をしているのかアンケートを取るなどしなければ、啓発が役立っているかわから

ない。

○河村私学振興・青少年課長

「家庭の日」は、本条例制定前の昭和42年に制定された「岐阜県家庭の日を定める条例」において定められている。心豊かに明るく自立した青少年を育む開かれた家庭づくりを推奨するもので、市町村と連携して普及啓発している。

○居波保健医療課長

「食育の日」は、食の大切さを広く普及啓発する日であるが、「家庭の日」の取組と一緒にできる部分があれば検討していきたい。

○広瀬修委員

条例の中に「地域住民の役割」があるが、例えば、平成26年の条例制定時には子ども食堂の認識がなかったためか、今回の成果検証にも記載されていない。家庭教育の在り方が多種多様になってきている中で、家庭の中で対応できないものを地域社会で補わざるを得ない状況になっているが、どのように考えるか。

○大野子ども家庭課長

地域住民の役割ということで、子ども食堂をはじめ子どもの居場所が拡大してきている。成果検証の中には、子どもの居場所に関する取組は記載していないが、今後は記載していく。

○広瀬修委員

「家庭の日」「食育の日」について連携できるところは連携していきたいということだが、小学生に対して行っているG I F U食のマイスタープロジェクトも組み合わせながら、家庭で考えるきっかけにできるかと思う。

家庭の事情等もあるかと思うが、朝食を取っていない高校生が多い状況となっているため、関係者と課題を共有し連携して取り組んでいただきたい。

○岩井豊太郎委員

ライフデザインを考える啓発プロジェクトは、親になるための学びの推進とどのように関連しているのか。

○堀場子育て支援課長

将来家庭を持つことなどは個人の自由な意思決定に基づくものであるが、中高生など若い世代を対象に、人生の早い時期に結婚、妊娠・出産、子育て、就労等に関する知識を得て、人生設計を考える機会を提供することを目的としている。

○森正弘委員

第5条の市町村に対する支援について説明いただきたい。

○安藤県民生活課生涯学習企画監

第5条の市町村に対する支援については、市町村における家庭教育支援チームの組織化支援や、家庭教育支援市町村連絡会議の開催などを実施している。

○森正弘委員

県PTA連合会への支援とあるが、小中学校におけるPTAへの加入状況はどうか。

○山田義務教育課長

P T Aについては、近年、活動を負担に感じる保護者や教職員の働き方に絡んで、様々な課題を抱えているところ。県P T A連合会事務局によれば、県P T A連合会に加入せずに活動している小中学校が4校あり、小中学校が合同で1つのP T Aとして活動している学校が10数校あると聞いている。県としては、P T Aが持続可能な活動団体となるように引き続き助言をしていく。

○渡辺環境生活部長

本条例制定後、社会環境や考え方も変化しており、家庭を持つことを望まない人や県の施策を重荷に感じている人への配慮、アンケートの取り方、子ども食堂の関係等、広くご指摘いただいた。

家庭教育を支援するため、各部局で施策を進めているところであり、よりよい家庭教育支援のため、既存施策の見直しも行いながら、関係部局一丸となって取り組んでいきたい。

○佐藤武彦委員長

質疑等も尽きたので、これをもって「岐阜県家庭教育支援条例」の検証を終了する。

執行部入替えのため、しばらく休憩する。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○佐藤武彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開する。

続いて、「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」の検証を行う。

この条例については、前回令和2年の本委員会において重点調査条例として検証を行っており、そのときの結果については、配付の議員提案条例検証特別委員会報告書を抜粋した資料に記載のとおりである。

質疑、意見等については、説明が終了した後にお願ひする。

それでは、執行部の説明をお願ひする。

(兼松商工労働部長挨拶の後、郷商工労働部次長が資料に基づき運用状況等を説明)

○佐藤武彦委員長

続いて、質疑に入る。

質疑は、一問一答でお願ひする。

○松岡正人委員

課題に上げている価格転嫁等に向けた具体的な取組は。

○渡部商工・エネルギー政策課長

価格転嫁できない理由として、自社がどれだけ価格転嫁すべきか分かっていない事業者も多い。そこで、自社のコスト説明に使えるフォーマットを提示しているが、十分活用されていないため、今後は商工会・商工会議所と連携し、価格交渉に係る資料作成の伴走支援をしていく。

○松岡正人委員

経営支援員や産業経済振興センターの相談員が、賃上げや価格転嫁について統一した見解で支援できるよう、積極的にアプローチしてほしい。

○今井瑠々委員

県制度融資による地場産業への支援に関して、令和5年度は新規融資実績7件とあるが、実際にどのような支援がなされたのか。

○中垣内商業・金融課長

県制度融資のメニュー「産業活性化・海外市場開拓支援資金」により、地場産業等を対象に、新商品開発、新分野進出、海外展開等に必要な設備資金・運転資金として活用いただいている。

○今井瑠々委員

新商品開発に取り組むやる気のある企業は多いので、引き続き支援してほしい。

○平野祐也委員

中堅企業の取扱いについて、本条例上での検討は必要と考えるか。

○渡部商工・エネルギー政策課長

本条例の対象は中小企業・小規模企業のため、大企業と同じ位置づけである中堅企業は対象外である。中堅企業は、大企業に向けたステップアップという新たな位置づけであり、中小企業・小規模企業はそこに届いておらず、手厚い支援が必要であるため、まずは本条例に基づき、中小企業・小規模企業向け支援に重点を置くべきと考えている。

○伊藤英生委員

条文の第2条第1項第3号で「中小企業団体」に定義される「その他の中小企業の支援を行う団体」とは、どのような団体か。

○渡部商工・エネルギー政策課長

例えば、産業経済振興センターなどが上げられる。

○伊藤英生委員

東京都の同様の条例では、「中小企業関係団体」と幅広く定義しており、商店街振興組合や労働組合なども入っている。本条例の「その他」に、労働団体も入るか。

○渡部商工・エネルギー政策課長

例えば、今年3月に締結した「適正な価格転嫁の推進に向けた協定」には、連合岐阜にも参加いただいている、労働団体も入るという認識である。

○佐藤武彦委員長

質疑も尽きたので、これをもって、「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」の検証を終了する。

本日説明を受けた条例の運用状況や聴取した事項を踏まえ、配付の用紙に、取組現状の問題点や課題、委員の提案する改善策等について記入の上、11月8日（金）までに議会事務局へ提出するようお願いする。なお、前回7月2日に行った条例「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」及び「岐阜県主要農作物種子条例」に対するご意見等についても、期限を延長するので、積極的にご提出いただくようお願いする。

最後に、次回の委員会において検証を行う条例についてお知らせする。検証を残す条例は、あと2つであり、「岐阜県文化芸術振興基本条例」及び「岐阜県花きの振興に関する条例」の検証を行うこととするので、よろしく願います。

以上で、議員提案条例検証特別委員会を閉会する。

議員提案条例検証特別委員会 配席図
(岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例)

令和6年10月8日(火)10:00～
議会棟3階 大会議室

[illegible]

席 員 委

委員長
副委員長
議会
事務局長

議員提案条例検証特別委員会 配席図
(岐阜県家庭教育支援条例)

令和6年10月8日(火)10:00～
議会棟3階 大会議室

中島 少年課長		林 広報県民課長	酒井 学校安全課長		篠田 高齢福祉課長	熊谷 障害福祉課長		笠井 男女共同参画・ 女性の活躍推進課長	堀場 子育て支援課長		大野 子ども家庭課長
浦野 体育健康課長		服部 特別支援教育課長	棚橋 高校教育課長		山田 義務教育課長	熊崎 人権施策推進課長		高井 文化伝承課長	安藤 県民生活課 生涯学習企画監		居波 保健医療課長兼 健康推進室長
河尻 農産物流通課長		森島 労働雇用課長	吉川 環境生活政策課長		高橋 総務部次長	渡辺 環境生活部次長		西 環境生活部次長	森 県民生活課長		河村 長 私学振興・青少年課

委 員 席											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

委員長
副委員長
議会
事務局長

議員提案条例検証特別委員会 配席図
(岐阜県中小企業・小規模企業振興条例)

令和6年10月8日(火)10:00～
議会棟3階 大会議室

服部 特別支援教育課長		加藤 観光誘客推進課長	横山 観光国際政策課・ ツーリズム推進室長	吉田 県産品流通支援 課長	渡邊 地域産業課長	土田 航空宇宙産業課長		大野 産業イノベーション 推進課長	横田 政策課 エネルギー対策監兼 亜炭鉱廃坑対策室長	松尾 産業イノベーション 推進課 スタートアップ推進 室長	吉村 県産品流通支援課 販路開拓推進監
棚橋 高校教育課長		北村 観光資源活用課長	千田 産業デジタル推進 課長		辻 企業誘致課長	渡辺 産業人材課長		森島 労働雇用課長	河村 私学振興・青少年 課長		笠井 男女共同参画・ 女性の活躍推進課長
山田 義務教育課長		浅井 観光国際政策課長	中垣内 商業・金融課長		高橋 総務部次長	兼松 商工労働部長		郷 商工労働部次長	渡部 商工・エネルギー 政策課長		金武 SDGs推進課長

委 員 席											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

委員長
副委員長
議会
事務局長